

令和 8 年度第 1 回鎌倉市介護保険運営協議会 議事録

開催日時 令和 8 年 6 月 23 日（火）
午後 6 時 00 分から午後 6 時 20 分

開催方法 オンライン

出席者

【委員】 峯尾委員長、渡部副委員長、宮下委員、氏家委員、小川委員、
角田委員、竹内委員、長雄委員、佐々木委員、荒井委員（計 10 名）

【事務局】 介護保険課
鈴木課長、藤田課長補佐、仁田原、金澤

【傍聴者】 なし

開催について

介護保険条例施行規則第 12 条第 5 項に基づき過半数の委員の出席により成立

議題（１）令和 8 年度（2026 年度）地域包括支援センターにおける介護予防支援業務の一部委託の承認について

事務局（介護保険課）から資料に基づき、令和 8 年度（2026 年度）地域包括支援センターにおける介護予防支援業務の一部委託について説明を行った。これは鎌倉市介護予防ケアマネジメント事業の実施に関する要綱第 5 条「委託に当たっては、鎌倉市介護保険運営協議会（鎌倉市介護保険条例（平成 12 年 3 月条例第 31 号）第 15 条第 1 項に規定する鎌倉市介護保険運営協議会をいう。）の意見を踏まえて、中立性及び公正性の確保を図ること。」に基づき諮ったもの。

（質疑応答）

委 員：再委託先事業所の数が増えたということか。

事務局：ご指摘のとおり。概ね 1 事業所につき 2・3 事業所が増減した。

委 員：介護予防プランは、地域包括支援センターを通さず、市の指定を受けた居宅介護支援事業所と直接契約して作成できると思うが、現状はどうか。

事務局：現在、1 事業所あるが、職員不足により休止している状況。

委 員：市内居宅介護支援事業所の閉鎖状況はいかがか。

事務局：令和８年度は４月に１事業所が休止、６月に１事業所が開所している。

議題（１）について了承

報告（１）鎌倉市指定地域密着型サービス事業者に係る更新及び休止について

事務局（介護保険課）から資料に基づき地域密着型サービス事業所において令和８年４月１日から令和７年５月１日中に指定更新を行った４事業所及び廃止となった１事業所について報告を行った。

（質疑応答）

委員：他市同意に厚木市施設があるのはどういうことか。

事務局：ユニテけいわは、地域密着型特別養護老人ホームであるが、鎌倉市の被保険者の利用者がいるため、指定更新をしている。

委員：指定更新は６年に１回でよいか。

事務局：介護保険法に基づき指定の有効期間は指定日から６年間としている。

その他

令和８年度第２回介護保険運営協議会は令和８年９月２９日開催、地域包括支援センターの事業評価等について協議する旨事務局から案内した。

閉会

以上